

認証業務案内 ～認証に係わる手続きについて～

認証対象施設

- 認証の対象施設は、要綱別表第1に定める業種（飲食店・給食等の調理施設および食品の製造・販売施設等）であって、都の区域内の施設。
- 都の区域外の施設であっても、同別表第1の法に基づく業種であって、都の区域内に流通させる食品を製造又は加工する施設。
- 本部認証（統一的な衛生管理を行う複数の施設に関する本部統括管理システム）にあつては、本部による衛生管理の統括管理システム並びに当該システムの対象となる前記2項目の施設

1、新規

申請書類

①申請書 ②営業許可証の写しまたは給食開始届け ③マニュアルおよび記録簿（正・副）④衛生管理計画をご提出下さい。（郵送可）

申請期限は令和3年1月31日とします。

申請手数料

新規申請手数料 申請時に60,000円※¹（税抜）のご請求書を発行致します。

60日以内に指定口座にお振込み下さい。※1：本部認証の場合、実地審査をする施設数により料金が異なります。料金は、105,000円（税抜）に実地審査をする施設数が複数ある場合2施設目以降1施設につき20,000円（税抜）が加わります。

*東京都外および島しょの場合交通費等を実費ご請求させていただきます。

*本部認証で実地審査をする施設数は、対象施設の平方根値とします。（小数点以下は繰り上げます。）

マニュアル審査

申請書の受付日より10日以内に認証基準に適合するかどうか審査をします。適合しない場合、マニュアルの内容および施設の衛生管理に関し技術上の指導を致します。訂正後再提出して下さい。適合の場合は合格通知を発行します。

実地審査

マニュアル審査合格後約1ヶ月前後に審査員が訪問し、マニュアル通りに履行されているかどうかを審査します。

*審査の日程は事前に調整します。責任者が立会って下さい。（審査の時間は施設の規模にもよりますが2時間程度です。記録簿の確認も行います。）

判定および結果の通知

実地審査の後、10日以内に訪問した審査員と別の審査員が合否を決定するための判定会議を行います。

[合格]：審査基準に合致した場合

[不合格]：審査基準に一致せず、合格基準を満たす見込みがない場合

[再審査]：①審査の結果、技術上の指導の範囲を超えて改善する必要があるとき②判定の結果、当該認証申請に対して認証を否とする判定があったときは、再審査を行う場合があります。*再審査料20,000円(税抜)

*判定会議実施日より3日以内に合否通知を発行します。

認証書の発行

結果の通知後14日以内に①認証書 ②認証マーク ③認証シール取扱要領のデータが入ったCD-R^{*注}を郵送します。受領書を同封しますので返送して下さい。

*注：新規審査時のみ

認証書の掲示

お手元に届きました①認証書と②認証マークは施設内に掲示して下さい。

③の認証シールはCD-Rに書き込まれています。個包装された商品やチラシ、パンフレット、配送車、番重など認証を取得していることをアピールするために、幅広くご利用下さい。*使用の制限等ありますので分からない時はお問い合わせ下さい。

公表

認証日翌月15日以降の東京都のホームページにて認証施設名が公表されます。

有効期限

新規の有効期限は認証日から1年間、初回の更新申請においては認証の日から3年間、2回目以降は5年間(最長令和7年3月31日まで)となります。

*いずれも有効期限の4ヶ月前に文書にて更新案内を発行します。

2、更新

令和3年5月31日までに満了日を迎える施設については、更新の約4ヶ月前になりましたら、更新の案内文を発行いたします。

提出するもの①申請書 ②営業許可証の写し ③マニュアル(変更があった場合のみ)を認証有効日の3ヶ月前までに提出して下さい。(提出期限は満了日までとなります。)

なお、認証制度の運用が令和7年3月31日をもって終了することになりました。令和3年6月1日以降に満了日を迎える施設については、更新することができますが、令和3

年5月31日までに更新申請を行って下さい。(認証期間に関わる業務に日数を要することから申請手続きは、概ね令和3年3月31日を目途として下さい。)

更新の有効期限は、1回目の更新の場合令和6年5月30日まで、また、2回目の更新の場合令和7年3月31日までとなります。

更新手数料

申請時に30,000円(税抜)^{※2} ご請求書を発行しますので60日以内に指定口座にお振込み下さい。※2:本部認証の場合、実地審査をする施設数により料金が異なります。料金は60,000円(税抜)に実地審査をする施設数が複数ある場合、2施設目以降1施設につき20,000円(税抜)が加わります。

*本部認証で実地審査をする施設数は、対象施設の平方根値とします。(小数点以下は繰り上げます。)

◇新規審査時と同様、実地審査を行い、認証の可否を決定します。

3、変更、退会、取消し、再交付

変更

1) 登記事項の変更や委託者の変更などがある場合は、速やかに変更届(第2号様式)を提出して下さい。

[変更申請が必要なとき]

- ・ 法人の住所地、氏名、代表者の氏名が変更したとき
- ・ 認証を受けた施設の住所、施設の名称、屋号又は商号が変更したとき
- ・ 受託者氏名がしたとき
- ・ 認証を受けた同じ施設内で移転変更をし、営業許可を取り直したとき

2) 衛生管理マニュアルの変更は第1号様式にてご提出下さい。

* マニュアルの変更に伴い、マニュアル審査および実地審査の上認証を決定します。

変更手数料

30,000円(税抜)^{※3} ご請求書を発行しますので60日以内に指定口座にお振込み下さい。※3:本部認証の場合、実地審査をする施設数により料金が異なります。料金は60,000円(税抜)に実地審査をする施設数が複数ある場合、2施設目以降1施設につき20,000円(税抜)が加わります。

* マニュアル審査および実地審査を必要としない際の請求はありません。

*本部認証で実地審査をする施設数は、対象施設の平方根値とします。(小数点以下は繰り上げます。)

退会

認証施設を辞退する時は、速やかに認証書と認証辞退届を提出して下さい。

認証の取消し

- 1、次のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことがあります。
 - (1) 申請内容等に虚偽が判明したとき。
 - (2) 認証基準の不履行が判明し、相当の期間を定めて、改善を求めてもなお改善されないとき。
 - (3) 法第6条の規定に違反し、法第55条に基づく不利益処分（認証施設において食中毒事故を起こし営業停止になった場合等）を受けたとき。
- 2、認証を取り消す際は認証取消書を交付します。
- 3、(3)に該当した場合は、その旨を報告して下さい。
- 4、認証を取り消されたときは、速やかに認証書を返納して下さい。

認証書の再交付

認証書を紛失、き損した場合には、認証書の再交付の申請をしていただき、認証書の再交付をします。再交付手数料 2,000 円（税抜）

4、履行状況の確認

衛生管理が適切に行われているか履行状況の確認を行います。弊社における履行状況の確認方法は、記録簿を提出していただき確認するものとします。確認時期になりましたら、文書にてご案内します。

確認時期

- ◇新規認証取得施設：なし
- ◇更新後の施設：年1回認証取得月前後

確認する記録簿

- (1).毎日実施する記録紙
3日間分のコピーを提出してください。日付は直近のものでかまいません。
- (2).毎週、1か月毎または長期間毎に実施する記録紙
コピーを、1枚提出してください。毎日の記録紙に含まれていれば不要です。

※新規に追加、改訂された表があれば、その記録紙に記入したものを提出してください。
- (3).施設に立ち入り審査する場合は、30,000円（税抜）を徴収します。

提出方法

ご案内後、1ヶ月以内（遅れる場合は連絡下さい。）に郵便または宅配メール便にて提

出下さい。(送付料金をご負担願います)

確認結果

電話にて確認できた旨を連絡します。

*記録に不備があった際は、電話にてお伝えし、次回の履行確認あるいは更新時実地審査にて確認をします。

5、その他

1) 立ち入り等

認証に関わる審査を行うために、必要な報告を求めたり関係書類を閲覧することがあります。また、認証の施設およびその施設を管理する事務所等に立ち入ることがあります。

2) 認証業務の引継ぎ

弊社が認証業務の指定審査事業者の指定を取り消された場合は、他の審査事業者に認証の業務を引き継ぎます。

3) 異議申し立て

申請者は、認証に係わる審査等に対し、異議申し立てが出来ます。

4) 機密保持

審査員並びに指定審査事業者およびその職員は、いかなる状況においても、認証の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らしたり自己の利益のために利用することはありません。

5) 衛生管理計画の提出

令和2年5月31日までに認証の申請をした認証施設は、令和3年5月31日までに衛生管理計画を提出して下さい。

*ご不明な点などございましたら、お問い合わせ下さい。

東京都食品衛生自主管理認証制度 指定審査事業者

株式会社フードサイエンス

〒171-0052 東京都豊島区南長崎 6-1-2

Tel 03-5983-8117

Fax 03-5983-8118

e-mail info@foodscience.jp

担当:小森